

岩手県告示第399号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和2年6月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第1地割及び第2地割の各一部並びに根田茂第4地割、第5地割、第6地割及び第8地割の各一部
宮古市	築地一丁目及び二丁目、愛宕一丁目及び二丁目、藤原一丁目から三丁目まで、磯鶏一丁目及び二丁目、藤の川、神林、鍬ヶ崎第6地割、田老字撰待の一部、墓目第3地割及び第4地割並びに江繋第17地割及び第19地割
遠野市	土淵町栃内第1地割の一部、第2地割及び第4地割
釜石市	大字平田第7地割の一部並びに橋野町第25地割から第28地割まで、第32地割の一部、第33地割から第36地割まで、第37地割の一部、第38地割及び第40地割
奥州市	江刺米里字笹ノ田、太田及び神楽の各一部並びに江刺梁川字南野
滝沢市	外山の一部及び湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永沢の一部及び永栄の一部
大槌町	金沢第32地割の一部及び第33地割
山田町	荒川第2地割、第4地割、第5地割及び第6地割の各一部

2 調査期間 令和2年5月26日から令和3年3月31日まで